

「(仮称)座間市環境美化条例(案)の制定に係るパブリックコメント」の実施結果

1 受動喫煙の被害を防ぐべきとする意見			
No.	意見要旨	件数	座間市の考え方
1-1	本条例の目的である「市民の快適な生活環境を確保する」ためには、単に公共の場所における喫煙の制限では無く、公共の場所に受動喫煙の被害が及ばないように、その近辺での喫煙を制限する必要があると思う。	1	受動喫煙の防止等は、国の「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき規制されています。本条例は「地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保すること」(第1条)を目的とし、受動喫煙防止は目的としていません。
1-2	条例案第4条、第5条、及び第6条に、市民、事業者、所有者の責務が記されていますが、受動喫煙の重大な被害を防ぐには、内容が不十分と思えます。	1	受動喫煙の防止等は、国の「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき規制されています。本条例は「地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保すること」(第1条)を目的とし、受動喫煙防止は目的としていません。
1-3	第5条あるいは第6条に「路上喫煙禁止区域」内の受動喫煙被害を防ぐために、隣接する場所に灰皿等を設置して喫煙場所を提供する行為を禁ずる旨を明記するべきだと思います。	1	第5条あるいは第6条で定めている「事業者の責務」、「所有者の責務」とは、本条例の目的である「地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保すること」(第1条)に則した責務であり、受動喫煙防止に関する責務を目的としていません。
1-4	座間市でも、今後、受動喫煙防止に真剣に取り組み、相武台前駅北口の灰皿のような、他市ではあり得ない状況が改善され、世間並み(神奈川県の他の市並み)の環境で生活できるようになることを希望します。	1	本条例の目的は「地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保すること」(第1条)であり、受動喫煙の防止は本条例の目的ではありません。
2 公共の場所に喫煙場所を設けるべきでないとする意見			
No.	意見要旨	件数	座間市の考え方
2-1	第7条について、公共の場所に灰皿を設置するのは禁止すべきだと思います。灰皿を設置するなら、歩行者等の健康を害さない場所に喫煙所を設置するべきでしょう。	1	マナーを守っている喫煙者への配慮と、路上喫煙禁止対策の効果を一層高めるため、公共の場所への灰皿設置の必要性は一定程度はあると考えます。第7条では、「周囲の者に迷惑をかけないように努めなければならない」ことを努力義務としていますが、「受動喫煙防止」のための取り組みは、本条例では規定範囲外事項となります。
2-2	「路上喫煙禁止区域」以外の区域についても、公共の場所に隣接するところに灰皿が設置されて、喫煙者が群がり、歩行者等に被害を与えることがないように、市が指導する必要があると思います。	1	条例の趣旨に基づいた指導を行っていきます。
3 環境美化推進に対する意見			
No.	意見要旨	件数	座間市の考え方
3-1	これからは、喫煙者、たばこ業者からの横やりに臆することなく、環境美化を進めていただくことを願います。	1	条例の啓発活動を行いながら、地域環境美化の促進に努めていきます。